

## <書評>東京大学社会科学研究所編『戦後改革 6 農地改革』

著者	西田 美昭
雑誌名	社会科学研究
巻	27
号	2
ページ	142-154
発行年	1975-12-05
URL	<a href="http://hdl.handle.net/2297/10729">http://hdl.handle.net/2297/10729</a>

## 東京大学社会科学研究所編

## 『戦後改革 6 農地改革』

西田 美 昭

一、戦後三〇年を迎えようとしている現在、「戦後改革」によって創り出された「体制」の意味を改めて問うことは、無条件に必要なことと考えられる。「戦後改革」は、法律・政治・経済・労働・教育等あらゆる分野で行なわれたが、「改革」当初の理念なり方針は、戦前軍国主義体制を打破しようとする点で、つまり「民主改革」を行なうという点ではほぼ統一されており、全体としてまとまりのある体制を創出した。しかし現在の状況は、「民主改革」の理念なり方針を為政者がほとんど放棄しているばかりでなく、各分野の「体制」も三〇年の間にさまざまに変化し、「改革」当初の理念で統一的理解しえない複雑なものになっているのである。一九七〇年代の現実をふまえて、「戦後改革」の意味を各分野ごとに洗い直そうとする本シリーズは、その点できわめて時宜にかなっているといえよう。

本巻の農地改革を扱った諸論文も、一九七〇年の農地法「改正」後とくに明瞭になる。農地改革によって創出された体制の崩壊傾

向という事態をふまえ、農地改革の意義と限界を再把握しようとする姿勢がほぼ一致してうかがえる。今日的意義をあきらかにしようとする視角で農地改革を再検討した本巻の諸論文は、その意味で注目されるところである。

ところで本巻は一〇本の論文で構成されている。評者としては、各論文相互の位置づけを行ない、全体として何があきらかにされ、何が課題として残されているかを指摘すべきところであるが、多様な立場・方法・視角から執筆されているということもあつて、これをはたすことは評者の能力を超えている。そこで、ここでは各論文の簡単な紹介をし、気がついた論点をいくつか指摘することにとどまらざるをえなかったことをまず断わっておきたい。

二、「第一章 農地改革の歴史的意義」（大石嘉一郎）は、大石の前稿「戦後改革と日本資本主義の構造変化——その連続説と断絶説——」（『戦後改革1』所収）に引きつづき、今度は、農地改革に即して、連続性と断絶性を検討し、改革の意義と限界をあきらかにしようとしたものである。

大石によれば、農地改革は「わが国の官僚の側からその最初の立案がなされた点で特色」があるように戦前・戦中の農地政策と一定の共通性・連続性をもつ側面があるとともに、「農地改革法の成立過程」が対外的契機による飛躍をふくんでいるのだから、戦前の農地政策とは一定の断絶性をもつとされる。そして

大石は、農地改革の連続性と断絶性の主要な内容を確認するた  
 め、1 戦前の農地政策 2 戦時農地政策 3 第一次農地改革  
 4 第二次農地改革 を跡づける。大石のいわんとするところを  
 要約すれば次のようになる。地主制の矛盾の顕在化に対応して  
 開始された戦前農地政策は、総力戦遂行の過程で修正され、地主  
 的土地所有の大巾な後退を招く戦時農地政策・食糧政策として展  
 開される。しかし、地主的土地所有を包み込んだ日本の戦時国家  
 独占資本主義は、ついに地主・小作関係そのものの手をつけるこ  
 とはできなかった。敗戦とともに、農林省当局から、農地改革案が  
 出されるが、これはいままでの農地政策の延長線上に位置づけら  
 れるとともに、小作料金納化・耕作権の確立・自創政策での強制譲  
 渡方式の採用など、一定の飛躍をふくむものであった。だからこ  
 そ、第一次改革案は、議会で大きな抵抗をうけたのである。総司  
 令部の勧告にもとづいて立案・実施された第二次農地改革は、地  
 主的土地所有をその根幹において解体し、広範に自作農を創出し  
 た。第二次改革は第一次改革と比較してその内容がより徹底して  
 いる点でも、総司令部のイニシアチブで行なわれた点でもとりわ  
 け大きな断絶がある。つまり大石によれば、第一次改革にみられ  
 る「一定の飛躍」よりも、第二次改革の「断絶的性格」が強調さ  
 れる。

意義が大きいと主張しているが、その根拠が明確でないのであ  
 る。この点は、戦前・戦中の国家独占資本主義が、どの時点で戦  
 後の国家独占資本主義に変化したかという論点と密接にかかわっ  
 ていると考えられる。大石が前稿で主張しているように「第二次  
 大戦に至る社会構成体の展開を、半封建的構成をもつ資本制的社  
 会構成体の展開として理解し、敗戦——戦後改革によって、その  
 社会構成体が崩壊し新たな資本制的社会構成体の展開」がみられ  
 ると理解するにしても、戦後改革のどの時点で、またどの改革に  
 よって、新たな資本制的社会構成体に転化したかが問題である。  
 より具体的にいえば、第一次農地改革期は、戦前・戦中の国家独  
 占資本主義の時代に属するのか、戦後の国家独占資本主義の時代  
 に属するのかということである。

この点は、第二次改革における占領軍のイニシアチブの評価に  
 もかかわってくる。つまり第二次改革は、第一次改革と全く改革  
 方針が異なり、占領軍の力をもってしてはじめて可能であったと  
 するなら、ここでは第二次改革の「断絶的性格」が前面にでてく  
 るのに対し、第二次改革は、第一次改革の方向を追認し、その方  
 向を徹底させたということなら、第一次改革のそれ以前の農地政  
 策との断絶性、第二次改革との連続性が前面に出てくるからであ  
 る。

改革の内容に即していうならば、大石も指摘しているように、  
 第一次改革は「地主制の温存にとどまらないかなり変革的な性  
 格」をもっていったと同時に、農村の共産主義化を恐れて自作農創

設を柱にすえていたのである。第二次改革の枠組は第一次改革でできていたといえるのではなからうか。

大石については農地改革の実施をめぐる階級対抗、農地改革による農業構造の変化、日本資本主義再編と農地改革の関連、農地改革の世界的地位をそれぞれ検討し、結局、農地改革の歴史的意義は「戦前来課題とされてきた日本資本主義の再編、その『上からのブルジョア革命』を、特殊な条件のもとで実現した」ところにあるとする。この点は、下山三郎・後藤靖などによって最近の歴史学界に提起されてきた「上からのブルジョア革命論」を発展させたものといえる。そして「戦前来課題とされてきた」ことを最終的に実現したという意味では、妥当な見解といえるであらう。

しかし問題は、国家独占資本主義段階で「上からのブルジョア革命」を実現することが、その後の日本国家独占資本主義にとつていかなる意義をもったかということである。この点についての大石の積極的見解は、「戦後日本資本主義の再建・再編の歴史的前提を果した」としか述べられておらず不明確である。つまり、国家独占資本主義体制のもとで行なわれる「上からのブルジョア革命」の使命と性格が何かあきらかにされなければならないのである。

もはや資本主義がいきつくところまでいきついた国家独占資本主義のもとで行なわれる「上からのブルジョア革命」の任務が、資本主義を創り出すことではないことは明白である。では何が任務

であるか。農地改革に即していかならば、小粒な自作農を大量に（小粒でなければ大量にはならない）創出することにより農村を日本国家独占資本主義体制の経済的・政治的基盤とするところにこそ、この「革命」の決定的任務があったとすべきではなからうか。そして、そのことは同時に戦前以来の国家独占資本主義体制のたんなる「近代化」「合理化」を意味せず、むしろ農工間の隔絶した生産力格差、そのもとでの農業それ自体の「解体」という方向を内包せざるをえないという、日本国家独占資本主義の救いたい矛盾をはらむことでもあったのである。

全体として大石論文は、諸説の整理・歴史的事実のスケッチにおいては卓抜しているといえるが、自説を積極的に展開するという点では弱く、評者は欲求不満に陥らざるをえなかった。

三、「第二章 農地改革過程と農地改革論」（上原信博）は、第一次改革の立案の段階から第二次改革の実施後に至るまでにあられた、改革をめぐる様々な議論が手際よく整理されている。ここでは、第一次改革、第二次改革の基本性格についての論点、自作農創設・小作料金納化についての評価をめぐる論点、改革の方向と性格をめぐる展開された「二つの道」論争、それとの関連で問題になる「土地国有」論をめぐる論点、全体としての農地改革評価にかかわる論点等が扱われた主要なものであるが、ほぼ重要論点を整理し尽くしているといえる。

上原が整理した論点の中で注目されるのは、「土地国有」論に

関連して触れられている土地管理運動についての評価である。上原は、当時の土地国有化の提起の誤まりの源として、戦後の革命の性質規定についての不明確さとともに「改革の進行による農民層分解の形態と方向についての理論的・実態的把握の不十分さ」

(傍点——評者)を指摘している。そして土地管理運動の最も典型的事例とされている塩尻村についても、一方で「耕作権が保持されれば、自作農にならなくてもよいという土地不買の考え方もあらわれた」が、他方で「村内に農民同志会や自作農創設組合がつくられ、第二次改革法に沿った自作農創設が進められたのであって、土地管理運動も小自作⇨中上層の個別的経営強化のための耕作権擁護に終り、むしろ「所有面での貧農切捨てが行なわれて、『下からの道』は、上からの自作農創設に解消されてしまふ」点があったことを鋭くついている。つまり上原が指摘する「農民層分解の形態と方向についての理論的、実態的把握」を行なうならば、土地管理運動を進め、土地国有化をめざす客観的根拠は薄いとしなければならぬのである。この点は第一章で大石が、土地管理運動の限界を強調しつつも、そこに「農民闘争の歴史的可能性」をみているのとは対照的である。今後、この点についての実証的・理論的検討がなされる必要がある。

なお、他の重要論点、とくに改革の性格規定について論点は、諸説の紹介に終っており物足りない。改革評価に関しては四つの見解、とくに山田説と大内説が紹介されているが、上原氏がどちらの見解を支持するのか、あるいは独自の見解を打出すのかわ不明

確である。農地改革論を整理するというこの論文の目的からすればやむをえないかもしれないが、大石論文同様、評者としては喰い足りない感じが残らざるをえなかった。

四、「第三章 農地改革と戦後農地法」(渡辺洋三)は、今日の農地問題の解決を困難にしている原因は「企業とくに大企業の土地支配のしくみそのもの」にあるとしながらも、農地改革が「一つの土地所有を否定し、他の土地所有を認めることによって私的  
土地所有の論理を肯定した」ところに「戦後の農地法制を混乱にみちびいてゆく原点」があったことを論証しようとした意欲的論文である。

渡辺はまず地価統制をはずすことを骨子とした強制譲渡令(一九五〇年公布)のはたした役割を、農地売買の実態、小作地取上げ問題、請負耕作の内容から分析し、その結果「一方において地主的利益を再編しつつ他方において農地改革によってつくりだされた自作農の要望にもこたえる」という強制譲渡令の過渡的性格を強調する。つまり旧地主的利益と新地主⇨自作農の利益が交錯する過渡期の情勢をその背後にみるのである。そして農地改革によってつくり出された自作農が「潜在的には、地主の立場」に立っているかぎり、耕作者の権利を保障しようとした「農地改革法の規制をしつこくと感ずるに至る」という新たな矛盾⇨農地改革の最大の矛盾が生じざるをえなかったとしている。

ついで渡辺は、この矛盾の性格をさらに理論的に検討する。渡

辺によれば「農地改革の前提とした土地所有権とは「耕作権ないし農業経営の基礎としての土地所有権」であつて、『商品所有権としての土地所有権』ではなかつたはずであつた。ところが「すべての所有権が商品所有権としての性質をもつことはきつられない」以上、「耕作権の保障手段としての農地所有権は商品所有権としての農地所有権に転化」せざるをえない。ここに「農地改革が土地所有権の移転という形態をつうじて耕作権を保障しよう」と意図したこと、限界」があらわれており、したがつて、もし農地改革が「耕作権の保障を耕作権の確立という形態をつうじて実現すれば、このような矛盾は生じなかつたであらう」としてゐる。

そして渡辺はこの点を立証すべく、農地法の制定から農業基本法の制定を経て、今日の農地法「改正」後にいたる農地立法の展開過程をあとづけ、さらに農業外から転用という形で迫られてゐる耕作権の弱体化の方向を批判してゐる。

渡辺の論旨は明快であり、とくに農地改革方式それ自体に内包されている「耕作権ないし農業経営の基礎としての土地所有権」と「商品所有権としての土地所有権」の矛盾の展開を戦後農地法の展開の中に位置づけた点は、美事といえよう。

しかし第一に、渡辺の強制譲渡令の位置づけには疑問がある。すなわち強制譲渡令の過渡的性格を「地主的利益の再編」から「自作農の要望にこたえる」過渡とみている点である。強制譲渡令が公布されたのは農地改革が基本的に完了した一九五〇年であ

り、この法令に「地主的利益の再編」という性格をみることはできない。地価統制の廃止といつても、当然買取されるべきものについては適用されないものであるから、旧地主の利益が入り込める余地は基本的になかつたとみるべきである。渡辺があげている闇売買・小作地取上・請負耕作の実態を検討すれば、むしろ地主的利益が再編されなかつたという結論がえられよう。強制譲渡令の過渡的性格の過渡たるゆえんは、渡辺論文の核心である「耕作権ないし農業経営の基礎としての土地所有権」から「商品所有権としての土地所有権」へ転化していくまさにその過渡として位置づけられるべきであらう。

第二に、今日の農地問題の解決を困難にしている根源として、農地改革が耕作権の保障を所有権移転方式によつて行なつたそのやり方に問題があるとしてゐる点である。この点は、渡辺の論旨に基本的に賛成しつつも、次のような疑問が残ることを指摘しておきたい。すなわち渡辺は、「農地改革が所有権移転方式をとらず、耕作権保障の体系を確立しえたならば、その後の耕作権の保障は全面的に展開しえたであらう」としてゐるが、はたしてそう簡単にいくかどうかという問題である。本巻の補論に取められてゐる原田純孝の「フランスにおける農地貸借制度改革」によれば、フランスでは戦後「借地農の地位の安定化による農業生産の増大と耕作者による生産手段の保有の確保」がはかられたにもかかわらず、そしてこれは立法者の意図に反してゐるにもかかわらず「借地農の交替に際して入作借地農が離作借地農に相当巨額の

金銭を支払うという慣行が発生し普及した」（傍点——評者）という。そして「日本の農地改革と異なつて貸借権の強化・安定化という形で戦後の改革を行つたフランスにおいても、日本と同様に、六〇年以降には農業構造の再編が農政の最重要課題」（傍点——評者）となつてゐることを指摘している。

つまり、「耕作権保障の体系を確立」しても、耕作する、という真の意味での耕作権は「全面的に展開」しない場合があることを原田論文は教えている。いかえれば「耕作権の保障手段としての農地所有権」が「商品所有権としての農地所有権」に転化するのではなしに、耕作権そのものが商品所有権に転化する場合を想定しなければならぬのである。渡辺も指摘するように「日本の土地所有のおそるべき投機的性格」が「企業とくに大企業の土地支配のしくみそのもの」によつて与えられてゐるのであれば、耕作権そのものが商品所有権に転化する可能性はきわめて大きいとしなければならぬであらう。

五、「第四章 農地改革法の立法過程——農業経営規模問題を中心として——」（吉田克己）は、「農地法一九七〇年改正を契機に、貸借方式による経営規模拡大——日本農業の零細性の克服——が政策的に意図されるにいたつた」ことをふまえ、「日本農業の零細性克服の課題が当時の状況のもとでの歴史的選択の可能性を含めてどのように提起されていたか、また結果としてその課題の実現が果されぬことを当時の政策主体がどのように評価し

ていたか、を解明すること」を課題としている。

そのため吉田は、戦前・戦時の自作農創設政策にみられる経営規模問題の位置づけがどうなつていたか、第一次改革、第二次改革でこの問題がどう扱われたかを検討している。吉田は一九四三年の「標準農村設定要綱」にみられる適正経営農家論の特徴を「生産力増強の視点」から「地主自作化も、小作農の自作化も、等しく自作経営の創出に包摂さ」せるといふ考え方にあるとし、これは第一次改革過程での松村構想にも見出される特徴であるとする注目すべき指摘を行なつてゐる。そして吉田によれば、第二次改革によつて実現された自作農主義は、このような「経営規模を問題とする適正規模農家論の否定の上にはじめて実現されたもの」であり、「農業生産力向上に狭隘な限界を付与」したとされる。

吉田はさらに、このような違いを生む背景として、自作農主義にみられる「二つの考え方」を指摘している。一つは「戦前の適正規模構想に典型的にみられるもので、自作化する主体として地主も小作農も同一の次元でとらえる『自作農主義』」であり、「自作農主義の特徴を、一般的に所有 $\parallel$ 経営 $\parallel$ 労働の三位一体に求めるとすれば」「所有に経営と労働を一致させる方式」である。他の一つは「小作農を自作化の主体として位置づける考え方」であり、「ここでは、労働と経営に所有が一致させられる」のであり、農地改革（第二次改革）によつて実現された自作農主義がこれに他ならないという。

戦前の適正規模農家論の特徴は、吉田の指摘することく、生産力増強の視点から「地主も小作農も同一の次元」でとらえたところにあった。しかし、これは決して、「所有に経営と労働を一致させる」考え方にもついていたのではない。戦時下において、

實質的に地主的土地所有の空洞化を進めざるをえない戦時農業立法との関連を考えるなら、今までの所有絶対優位という考え方を、経営優位の考え方に改めたものにはかならない。その意味では「経営と労働に所有を」従属させようとした、考え方といえるのであり、だからこそ経営規模問題がクローズアップされるのである。

これとの関連で、第二次改革において実現された自作農主義の問題にするならば、これは「経営と労働に所有が一致させられる」という考え方にもとづくのではない。第二次改革の最大の問題は、自作地の保有限度を三町歩とすることによって、三町歩という保有<sup>11</sup>所有限度に経営規模を限定している点にある。これは地主の自作化を拒否した上で、なるべく多くの土地所有者である自作農を創り出すことにより、農村の安定化をはかろうとしたものであることは明白である。つまり、なるべく多くの小土地所有者を創り出すために、経営規模の所有規模への従属がはかられたのであり、「現に耕作している者を自作化するという『民主的』側面を有する限り、経営規模拡大を自作農創設政策の中にとりこむことが」できなかつたのではない。いうならば「所有に経営と労働が一従属させられたところに最大の問題があり、その後の農

民層分解をゆがめる根源があつたといえよう。

吉田論文は、経営規模問題に焦点をあて、いくつかの重要な事実を指摘・分析しながら、全体の位置づけにおいては「逆立ち」しているといわざるをえない。

六、「第五章 農地改革と行政過程」(小林三衛)は、「農地改革行政の姿勢と買収の行政過程について、考察」したものである。

行政の姿勢に関しては、行政当局者達が「農地改革の主体が農民である」ことを強調し、他の場合にみられない熱心な姿勢を示していることをあきらかにしており興味深い。買収の行政過程については、まず小作地の取上を問題にし、なかなか抑止しえなかつた実情と許可件数の多い事実を指摘している。ついで小林は、農地の買収過程でおきた、さまざまなトラブルとそれに対する農地委員会の裁決の事例を上げ、それぞれについて妥当か否かの論評を行なっている。小林のあげている事例は『農地改革資料』や『農地改革顛末概要』でも取り上げられた、行政過程ではかなり重視されたものであつたと思われる。

しかし、行政過程については門外漢である評者にとって一番不満なのは、ここで取りあげられているさまざまな事例の相互関連と歴史的意味付が全くなされていないという点である。自作地であるか小作地であるか、在村地主であるか不在地主であるかの判定、あるいは、社寺有地などの団体の所有する農地についての買収は、農地改革実施過程で大きな問題となつたことは間違いない



い。しかし、これらの問題が農地改革過程の中でいかなる意義をもつのか、そして、その解決のされ方が、その後の農業・農村問題にいかなる影響と特質を付与したかという視点で、積極的に位置づけてくれなければ、門外漢にはわかりづらいのである。是非小林の積極的位置づけを聞きたいと思う。

七、「第六章 農地改革と農村における政治指導の変化」（石田雄）は、「政治指導という視角から、今日の時点に立ってみると、農地改革によって、従来の政治指導者の資質の中で、何が重要性を失ったか、そして次に何が新しい資質として要請されるようになったかを」あきらかにしようとしたものである。

石田はまず、農地改革によって「何が変わったか」と設問し、村の政治指導者に要請される資質としては、『家格』のような生れによる要素は「意味をもたなくなり、経済力も、以前よりは大きなちがいがなくなった」とする。それでは、戦後の農村指導者に求められる資質は何か。石田によれば、それは『農民の利益』のために働いていると信じられ「補助金や交付金」をとってくる「涉外能力」ということになる。では「農民の利益のため」という形で農村の指導がうけいられる根拠は何か。それは、「より多く、天皇制という統合的ナショナルリズムの価値観が崩壊した結果である」が、同時に「農地改革が土地所有における準平準化をもたらし、地主小作関係を崩壊させた」という結果、『農民』の等質性をより強く意識させ「たことに根

拠があるとしている。

そして石田はさらに、「農民の利益のため」という政治指導のあり方は「農村の急激な変化にもかかわらず」今日まで続いているが、それはなぜかという形で論を進める。一つは農地改革が「家」を単位として行なわれたことに由来するが、そういう「独立の核家族を中心とする村の構成は変わっていない」こと。第二に、「兼業農家の脱農的無関心と、上層農の営農専念型政治的無関心」に支えられて、「いわば消極的に、旧来の政治指導」に頼っていることがその原因としてあげられている。したがって、石田によれば「農地改革によって新しく構成された農村の政治指導の型は、まだそれに代わるものを見出しているとは思えない」という悲観的見通しになる。

石田の論旨の特徴は、農地改革後から今日まで「農民の利益のため」という政治指導のパターンは変化していないという「連続説」を主張しているところにある。たしかに戦後保守政治の基盤は一貫して農村にあり、その限りでは「連続説」は正当といわなければならぬが、農村における「変化」をすべて「政治的無関心」に流し込んでいくとらえ方には疑問を呈させるをえない。

石田は今日の農家の政治意識の状況を「兼業農家の脱農的無関心と、上層農の営農専念型政治的無関心と（実はこの二つの型で農村の大部分となる）」ととらえているが、事実認識において問題がある。第一に兼業農家は、石田がいうように『農民の利益』を代表すると考えられる既存の指導者たちにまかせて

いるのではない。兼業農家はもと「高度成長」政策によってつくりだされたものであり、そのかぎりでは「一応」の生活の安定——将来は全く不安であるが——をえたのである。したがって「一応」の生活の安定が存続する間は、「高度成長」を叫ぶ保守政治家を支持するというのが実際である。その意味では「無関心」どころか、きわめて「敏感」な政治的行動なのである。

第二に「営農専念型政治的無関心」と規定される専業農家に関する把握にいたっては、全く事実と反する。農民組合の活動家、米価引上を主張する農協幹部、自民党不支持を打出す農協青年部員、彼らの圧倒的部分は、何とか農業経営を「近代化」してやっ、ていこうと意欲を燃やしている専業農家である。営農に専念しようとするほど、自民党保守農政の「許しがたさ」が見えてくるのである。農村でも経営規模の大きな上層農が多いといわれる地域で革新票が大きく伸びている事実は、このことを証明している。石田は営農に熱心な専業農家は「とても政治に積極的になる暇はない」としているが、政治的関心の度合は、決して「暇」よつてのみ、左右されるものではないと考える。

今日の農村における自民党票の減退傾向、革新票の増大傾向等、新しい動きは、石田のような把握では、見落されることにならざるをえないであろう。

八、「第七章 農地改革と農民運動」(田中学)は、「戦前戦後を通じて最多数の農民が組織され、最大の高揚をみせた終戦から農

地改革期までの運動の構造と性格を確定すること」と「主として農民層の行動に焦点をあてて、改革後の運動の後退過程をみることに」焦点があてられている。

田中は、まず分析の前提として戦前期農民運動の系譜を小作争議の特質と農民組合について検討する。ついで敗戦から一九四七年前半までの農民運動の復活と高揚がみられる時期、農民運動の「空洞化」が進行していく一九四七年後半から五〇年の時期のそれれについて、農民闘争のあり方、農民組合の活動方針ならびに活動状態を検討し、次のような一応の結論を提出している。

すなわち、戦後高揚期の農民運動は「戦前からの連続性の上に立つ土地闘争」と「この時期の激しい農民取奪——供出や税金など——に対する闘争」の「二本の柱」をもっていた。そして、土地闘争を規定した要因は「地主側からのおびたしい土地取上げ」と、農民組合の再建と新設であったのに対し、供出闘争などの場合は「指導者層が多かれ少なかれ戦争責任を追求されて動揺し、権力機構が弱体化していたこと、さらに占領軍による民主化政策のあとおし」という「特殊戦後要因が大きく作用」していたと分析する。

これに対して農民運動の「空洞化」が進行する一九四七年以降は、土地闘争については、「改革前の小作、自小作上層出身者が比較的多い」組合の指導者層が、「村長、村会議員、農協役員等々」となって活動していくうちに「組合そのものはしだいに眠りこ」む状態がみられ、供出闘争等も「占領政策の転換と権力の立

直り、すなわち特殊戦後要因」の消滅とともに後退することが指摘されている。

田中論文のメリットは、全国レベルの農民組合のあり方だけでなく、町村レベルの組合の状態、指導者層のあり方を問題にし、農民運動の眠り込みの原因をあきらかにしようとした点にあると考える。

しかし田中論文には次のような問題点を指摘しなければならぬ。第一に、「終戦から農地改革期までの運動の構造と性格を確定する」ためには「戦前期の運動の系譜の中から戦後に継承されたものと、特殊戦後要因の区別が必要」としているが、この時期の農民運動を終局において規定したものは何なのか、必ずしも明確でないことである。これは、土地闘争については「戦前から連続性」をみ、供米闘争等については「特殊戦後要因」をみるという田中の方法に原因があると思われる。

第二に、第一の点と関連することであるが、「特殊戦後要因」を権力機構の弱体化と占領軍による民主化政策と押え、「占領政策の転換と権力の直直り」をもって「特殊戦後要因」の消滅とみている点である。では「特殊戦後要因」が消滅したあとに残る農民運動を規定した要因は何なのか。田中の議論からいくならば、「戦前期の運動の系譜の中から戦後に継承されたもの」という要因しか残らないことになる。

戦後農民運動を規定した要因は、戦後日本資本主義の国家独占資本主義的な再編の仕方そのものうちにあるととらえるべきで

ある。農地改革と強権供出・重税が同時に実施されていること自体、日本の国家独占資本主義的再編の特質を示しているし、農民運動もそれに規定されて、土地闘争と供米・税金闘争という「二つの柱」をもたざるをえなかったのである。戦後農民運動史研究の課題は、運動の「二つの柱」の性格の違いと相互関連を理論的・実証的にあきらかにすることにあると考える。「戦前期の運動の系譜」と「特殊戦後要因」の区別をし、土地闘争と供米闘争を区別することでは、決して戦後農民運動の特質をあきらかにならない。今や「区別」でなく「関連」が問題なのである。

九、「第八章 農地改革と土地改良法の成立」（利谷信義）は、これまで十分解明されてこなかった土地改良法の成立と展開という問題を「とくに農地改革との関係において、どのような位置づけをもち、その後の日本農業にとってどのような意味をもったかを明らかにしよう」とした注目すべき分析である。

利谷はまず、明治期の耕地整理法の制定から戦時期の食糧増産対策に含まれる土地改良事業にいたる過程を分析し、結局戦前の土地改良法制は「地主制の枠を破ることができ」なかったのである。「土地改良において、国家の果す役割はきわめて大きくはなかったが、やはり地主制の周辺で止まらざるをえなかった」としている。しかし同時に土地改良事業の国家による推進と、同じ国家による自作農創設政策の手直し<sup>11</sup>地主制の骨抜きが「きわめて緊密に結びついていた」ことをあきらかにしている点は重要であ

る。つまり、このことは生産力の増強をめざす土地改良事業の推進は、土地所有の否定に向わざるをえないことを示唆していると考えられるからである。

ついで利谷は、農地改革期における未墾地解放・交換分合の推進等の農業生産力増強をめざす土地改良法制と農地改革の関連を問題にし、これらは「自作農を創設するため」という自作農主義・個人農主義の「枠内」でしか位置づけられなかったことをあきらかにしている。そして「農地改革から農業改革」へ、つまり零細経営を克服して農業生産力を高めることを意図して成立した土地改良法も、立法者の意図とは逆に「個別経営の独立の方向を強化した」ことを指摘している。さらに利谷は土地改良法が「土地生産力においても労働生産力においても農業生産力を高める基礎をつくった」意義を強調するとともに、その後の法改正により国の指導権の強化がはかられ、次第に国土総合開発という方向に適合させられて、ついに「農業法の枠をこえるもの」に転化していった過程をあきらかにしている。

利谷の論文は、農地改革と土地改良、つまり零細自作農と零細土地所有と農業生産力の関連を農地改革という歴史過程に位置づけるとともに、土地改良法の成立過程についての密度の高い実証分析をおこなっている点に特色がある。

しかし利谷が、土地改良法の意義を農地改革の個別自作農主義にそって、「個別経営の独立の方向を強化した」点に求めていることに多少の疑問を感じる。たしかに土地改良法が「農業生産力

を高める基礎」をつくり、個別自作経営という体制のもとで、大きな効果を發揮したことは利谷の指摘するとおりである。しかし、農地改革から土地改良法の成立にいたる経過で、利谷も指摘しているように、必ずしも自作農創設と小土地所有の創出と土地改良と農業生産力増強という問題は適合的でなく、むしろ矛盾をもっていたことである。したがって、土地改良法が「個別経営の独立の方向を強化」した——とくに一九五五年頃まではとくに強くあらわれる——にしても、その後の展望において自作農主義と矛盾する側面がでてこなかったのかどうか、もう少しあきらかにしてほしかった。土地改良が生産力増強を主要内容としているかぎり、土地所有の否定という方向を内在しているのではないだろうか。

一〇、「第九章 農地改革後の農業の発展」（大内力）は、農地改革の経済的影響と効果を農業生産の発展、農家経済の変化、農民層の動向と分解の変化といった側面から見定めようとしたものである。

大内は、農地改革によって地主的土地所有が消滅し、農民的土地所有がほぼ全面化したことの効果として、土地改良の急速な進展をあげ「農地改革がその後の農業の発展に与えたこのいみでの効果は、けっして無視しえないのみか、それこそ最大の効果」としている。しかし、農業生産の展開の仕方、農家の農業投資の動向をみると、必ずしも「事態が農地改革による小作料負担の解

消↓農業所得の増加↓経済剰余の拡大↓農業投資の拡大という脈絡で展開」せず、むしろ預貯金などの「流動資産の積ましに向けられて」いるのが実情だとする。そして、このような事態を招いた大きな原因の一つとして「規模拡大の困難さ」があり、それは農地改革に由来するところが大きいとしている。つまり「農地改革によって零細な土地所有が大量につくりだされ、しかも他方、その後の農地法体制のなかで耕作権の強化と小作関係の拡大の阻止とが強力にはかられたことが、土地の流動性の阻害要件となった」のであり、これこそが「農地改革の逆効果」というべきものであるというのである。

ところで大内は前稿「戦後改革と国家独占資本主義」(『戦後改革1』所収)において、農地改革と国家独占資本主義の関連を「改革の結果実現されたような土地所有の構造は、じつは国家独占資本主義自体が必然的に発展させつつあり、またそのことを反映して政策がそれをおしすすめつつあったものであり、農地改革はこの歴史的過程を一拳に前進させる役割を果たした」とおさえている。では一体国家独占資本主義自体が必然とした農地改革という理解と本稿で主張されている「農地改革の逆効果」という理解は、いかなる関連にあるのか。論理的に考えるならば、国家独占資本主義が必然とした農地改革、つまり「国家独占資本主義をよりよく機能させるための条件」をつくった農地改革が、日本の「農業の展開をおしゆがめる条件」をつくったのであるから、国家独占資本主義が「農業の展開をおしゆがめる条件」をつくったと

いうことになる。そして「国家独占資本主義の一層の展開は、自小作前進を必然的に導くから、農地改革によって成立した自作農体制は、やがて崩壊をとげるであろう」という展望にもとづけば、国家独占資本主義によってつくられた「農業の展開をおしゆがめる条件」は、同じ国家独占資本主義によって必然的に取除かれるということになる。

大内の議論はあまりに楽観的すぎるといえる。これは、大内が農地改革を含めた戦後改革の国家独占資本主義の性格を強調するあまり、国家独占資本主義自体が戦後改革によって抱え込まざるをえなかった矛盾を検討する視角を欠落させていることと関係する。日本の国家独占資本主義が永遠に続くという前提でないかぎり、日本の国家独占資本主義自体の内包する矛盾、とりわけ戦後改革という出発点において抱え込まざるをえなかった矛盾を、日本の国家独占資本主義の特質との関連で問題にする必要があると考える。

なお、「農地改革の逆効果」を、零細な土地所有の創出に求める考え方は、渡辺論文と基本的に同一であり、渡辺論文について指摘した問題が残されていると考える。

一一、以上九本の論文に評者なりに真正面から取組んで、格闘してきたつもりである。大変勉強させられたとともに、少々参ったのも事実である。批評をするということは、こんなにたくさん自分自身に課題がふりかかってくることは予想できなかった。

また、それぞれの論文を何とか「寄切」ろうと張り切ったのであるが、それが「勇み足」になり、「腰くだけ」になっているかも知れない。ピント外れの批判になっている点は執筆者各位に御寛恕願うとともに、全体として「何勝何敗」になっているかどうかは読者各位の判断を待ちたいと思う。なお、補論の原田論文は、渡辺論文のところで触れたのでここでは省略させていただきます。悲しからず御了解いただきたい。

一九七五・七・一五 脱稿